

栄養成分表示について

すべての食品及び添加物は、平成 27 年 4 月 1 日から食品衛生法で定められた食品表示基準により食品の表示を行うことが義務づけられました。(経過措置期間は平成 32 年 3 月 31 日まで)
 栄養成分に関しては、一般用加工食品と一般用添加物に表示することが義務付けられています。

〔 生鮮食品と業務用加工食品及び業務用添加物については、栄養成分表示は義務付けられていませんが、任意で表示を行う場合には、食品表示基準による表示方法を守らなければならないことになっています。〕

1 食品表示基準で規定されている栄養成分

食品表示基準に規定されている栄養成分は、基準中の別表第 9 に規定されている下表の成分で必ず表示しなければならない「義務表示成分」と任意で表示する「任意表示成分」があります。

義務表示成分	熱量 (エネルギー)
	たんぱく質
	脂質
	炭水化物
	食塩相当量

任意表示成分	飽和脂肪酸	※ミネラル (13種)		※ビタミン (13種)	
	n-3 系脂肪酸	亜鉛	ナトリウム	ナイアシン	ビタミン B ₁₂
	n-6 系脂肪酸	カリウム	マグネシウム	パントテン酸	ビタミン C
	コレステロール	カルシウム	マンガン	ビオチン	ビタミン D
	糖質	クロム	モリブデン	ビタミン A	ビタミン E
	糖類	セレン	ヨウ素	ビタミン B ₁	ビタミン K
	食物繊維	鉄	リン	ビタミン B ₂	葉酸
		銅		ビタミン B ₆	

食塩相当量(g)

$$= \text{ナトリウム(mg)} \times 2.54 \div 1000$$

2 表示方法

(1) 義務表示成分のみ表示

栄養成分表示	
食品 (単位) 当たり	
熱量	K c a l
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

※食品(単位)は 100 g, 100ml, 1 食分など

※各成分の単位は基準どおり

(2) 任意表示成分も表示

栄養成分表示		食品 (単位) 当たり	
熱量	K c a l	食塩相当量	g
たんぱく質	g	カリウム	mg
脂質	g	カルシウム	mg
一飽和脂肪酸	g	ナイアシン	mg
コレステロール	mg	ビタミン A	μ g
炭水化物	g	ビタミン B ₁	mg
一糖質	g		
一糖類	g	ポリフェノール	mg
一食物繊維	g		

※(1)と(2)のいずれもこの成分順に記載

※「一飽和脂肪酸」など上位の栄養成分(脂質)の内訳成分であることが分かるように 1 文字下げて「一」を付して表記



- 食品表示基準に規定されていない栄養成分(ポリフェノールなど)を表示する場合は、枠外に記載するか、必須及び任意表示成分と線で区切るなどにより表示します。
- 表示スペースの関係で(1)や(2)のように表示できない場合は、横に並べて表示することができます。

3 表示値

栄養成分含有量の表示は、「一定の値で表示」、「下限値及び上限値の幅表示」のどちらかの方法で表示することになります。

- 一定の値で表示する場合は、その食品の消費(賞味)期限内における分析値が成分ごとに定められている「表示値を基準とした許容差の範囲内」にあること
- 幅表示の場合は、消費(賞味)期限内における分析値がその幅の範囲内にあること

が必要で、そうでない場合は表示基準違反となりますので正確な栄養成分含有量の確認が大切です。

〔ご相談・お問い合わせ先〕

厚生労働大臣登録検査機関 公益財団法人北九州生活科学センター KLSC 福岡事業所

福岡市博多区千代 1-2-4 福岡生活衛生食品会館 4 階

TEL 092-642-1001 FAX 092-642-1002 URL : <http://www.klsc.or.jp/>

【福岡市食品衛生協会からのお知らせ】

当協会は、平成 29 年度から 8 月 13 日、14 日、15 日をお盆休みとしまして、窓口業務を休ませていただいております。

※ F A X 情報サービスの配信停止をご希望の方は、当協会本部 (TEL 092-651-5111) までご連絡下さい。